

子育て第1229号
令和4年2月18日

福井市社会福祉審議会児童福祉専門分科会
会長 西村 重稀 様

福井市長 東村 新一

令和4年度特定教育・保育施設の利用定員の設定について（諮問）

特定教育・保育施設の利用定員を別紙のとおり定めるに当たり、子ども・子育て支援法第77条第1項第1号及び第31条第2項に基づき、福井市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の意見を求めます。

子ども・子育て支援法(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号)

(市町村等における合議制の機関)

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。

(特定教育・保育施設の確認)

第三十一条 第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者(国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。第五十八条の九第二項、第三項及び第六項、第六十五条第四号及び第五号並びに附則第七条において同じ。)及び公立大学法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。第五十八条の四第一項第一号、第五十八条の九第二項並びに第六十五条第三号及び第四号において同じ。))を除き、法人に限る。以下同じ。)の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

一 認定こども園 第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

二 幼稚園 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分

三 保育所 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

令和4年度特定教育・保育施設の利用定員の設定について

1. 私立幼保連携型認定こども園（新設、設置年月日：令和4年4月1日）

(人)

番号	施設名	所在地	教育・保育 提供区域	認可定員								R4.4.1							
				合計	1号	2・3号	2号	3号			総定員	1号	2・3号	2号	3号				
								計	1・2歳児	0歳児					計	1・2歳児	0歳児		
1	なのはなこども園	福井市下森田藤巻町201番地	九頭竜	140	15	125	71	54	45	9	100	15	85	31	54	45	9		
2	認定こども園ひばり	福井市石盛2丁目210番地	九頭竜	140	15	125	75	50	41	9	90	15	75	25	50	41	9		
3	森田さくらこども園	福井市上野本町4丁目2408	九頭竜	140	15	125	72	53	41	12	125	15	110	57	53	41	12		
合計				420	45	375	218	157	127	30	315	45	270	113	157	127	30		

2. 私立幼保連携型認定こども園（新制度幼稚園から移行予定、設置年月日：令和4年5月1日）

(人)

番号	施設名（現施設名）	所在地	教育・保育 提供区域	R3.4.1 ①								R4.5.1 ②								差引(②-①)							
				総定員	1号	2・3号	2号	3号			総定員	1号	2・3号	2号	3号			総定員	1号	2・3号	2号	3号					
								計	1・2歳児	0歳児					計	1・2歳児	0歳児					計	1・2歳児	0歳児			
1	認定こども園 常葉幼稚園 (常葉幼稚園)	福井市花月1丁目2番26号	中部	45	45	0	0	0	0	0	75	25	50	32	18	15	3	30	△20	50	32	18	15	3			
合計				45	45	0	0	0	0	0	75	25	50	32	18	15	3	30	△20	50	32	18	15	3			

《参考》

【施設数増減】

(園)

施設類型		R3.4.1	R4.4.1	R4.5.1
保育園	公立	20	20	20
	私立	8	8	8
認定こども園（幼保連携型）	公立	8	8	8
	私立	55	58	59
認定こども園（保育所型）	私立	1	1	1
認定こども園（幼稚園型）	私立	0	0	0
幼稚園	確認あり	公立	12	12
	（※）	私立	5	5
		国立	1	1
	確認なし	私立	1	1
合計		111	114	114

R4
特定教育・
保育施設
計 112園
(前年度
比較+3)

【区域別の利用定員増減】

(人)

番号	教育・保育 提供区域	R3.4.1 ①								R4.4.1 ②								差引(②-①)							
		総定員	1号	2・3号	2号	3号			総定員	1号	2・3号	2号	3号			総定員	1号	2・3号	2号	3号					
						計	1・2歳児	0歳児					計	1・2歳児	0歳児					計	1・2歳児	0歳児			
1	九頭竜	1,286	35	1,251	745	506	421	85	1,562	80	1,482	849	633	530	103	276	45	231	104	127	109	18			
2	中部	2,074	457	1,617	967	650	544	106	2,044	425	1,619	976	643	534	109	△30	△32	2	9	△7	△10	3			
3	西部	904	144	760	459	301	250	51	904	144	760	459	301	250	51	0	0	0	0	0	0	0			
4	成和	1,106	196	910	553	357	286	71	1,106	196	910	553	357	286	71	0	0	0	0	0	0	0			
5	大東	720	52	668	405	263	214	49	740	52	688	416	272	223	49	20	0	20	11	9	9	0			
6	社	1,365	179	1,186	694	492	393	99	1,365	179	1,186	694	492	393	99	0	0	0	0	0	0	0			
7	明倫	1,316	201	1,115	638	477	386	91	1,266	201	1,065	628	437	348	89	△50	0	△50	△10	△40	△38	△2			
8	あさむつ	976	136	840	490	350	282	68	961	121	840	490	350	282	68	△15	△15	0	0	0	0	0			
9	川西	210	80	130	81	49	40	9	210	80	130	81	49	40	9	0	0	0	0	0	0	0			
10	川西海岸部	220	60	160	93	67	52	15	185	25	160	93	67	52	15	△35	△35	0	0	0	0	0			
11	光	480	30	450	275	175	144	31	435	30	405	253	152	124	28	△45	0	△45	△22	△23	△20	△3			
12	東足羽	513	53	460	276	184	154	30	519	59	460	276	184	154	30	6	6	0	0	0	0	0			
13	美山	125	10	115	70	45	34	11	125	10	115	70	45	34	11	0	0	0	0	0	0	0			
合計		11,295	1,633	9,662	5,746	3,916	3,200	716	11,422	1,602	9,820	5,838	3,982	3,250	732	127	△31	158	92	66	50	16			

※常葉幼稚園は、令和4年5月1日より 3号+18名（0歳児+3名、1・2歳児+15名）、2号 +32名の増員、1号 -20名の減員予定
(休園中の定員は含めない)

※子ども・子育て支援法による施設型給付対象園
(分園及び休園中の園を含む。)
※常葉幼稚園は、5月1日より認定こども園に移行予定